

# 札幌市のまちづくりセンター



自治基本条例キャラクター  
じっちい



まちづくり応援キャラクター  
まっちい

## 目 次

1	まちづくりセンターとは	.....	1
2	沿革・経緯	.....	2
3	設置状況	.....	3
4	まちづくりセンターを取り巻く環境	.....	5
5	活動状況	.....	10
6	効果	.....	15
7	まちづくり協議会	.....	17
8	地域自主運営化の取組	.....	19
9	施設一覧	.....	20

南平岸まちづくりセンター  
(豊平区)



※ 本冊子中の写真は、地域の活動事例等の写真であり、必ずしも本文と直接関連するものではありません。

## 1 まちづくりセンターとは

札幌市では、平成 19 年 4 月に『市民が主体のまちづくり』を進めるための基本原則である「札幌市自治基本条例」を施行しました。

この条例は、「自分の地域のことは自分たちで考え、話し合い、行動する」という『市民自治』を基本理念としています。

各地域では、これまでも町内会を中心として「地域の課題を自ら発見し、考え、解決する活動」が行われており、その活動は年々増え続けています。

これらの市民自治による地域のまちづくり活動がますます活発になるよう、まちづくりセンターは、様々な形で積極的に応援しています。

市民の皆さんの声を市政につなぐ市役所の最前線の窓口であるとともに、市民の皆さんに情報や場・機会を提供し、地域におけるまちづくり活動の支援をするのが、まちづくりセンターです。

まちづくりセンターは、身近な地域のまちづくりを応援し、市民自治が実感できるまち札幌を目指しています。

## 2 沿革・経緯

札幌市は、昭和 45 年に人口 100 万人を突破し、昭和 47 年には第 11 回冬季オリンピック開催とともに政令指定都市へと移行しました。

この指定都市移行に伴って、住民に身近な行政機関を区役所へ一元化することに伴う激変を緩和するとともに、市民の利便性を確保するため、当時 45 か所設置していた出張所を改編して「連絡所」を開設しました。

連絡所では住民組織の振興、地区の要望等の集約、市政の周知、住民票などの諸証明の取次ぎ等の役割を担ってきました。

その後、昭和 53 年には組織上の位置付けを「係」から「課」に変更するとともに、地域住民からの設置要望等を受け人口増に伴い順次増設し、現在は 86 か所（出張所 2 か所を含む。）となりました。

連絡所は、それまでも住民活動の振興や要望集約の窓口として機能していましたが、市民自治によるまちづくりを一層推進し、地域のまちづくり活動の拠点とするため、平成 16 年 4 月に機能の充実を図るとともに「まちづくりセンター」に名称を変更しました。

### 3 設置状況

#### (1) 設置数

市内に 86 か所あります。(出張所 2 か所を含む。)

##### 【区別の設置数】

中央区 13	北 区 11	東 区 10	白石区 8	厚別区 6
豊平区 9	清田区 5	南 区 9	西 区 8	手稲区 7

※ 北区・南区は出張所各 1 か所を含む。

#### (2) 運営形態

区の「課」相当の組織です。

職員配置・・・ 所長 (課長職) 1 名

支援員 (会計年度任用職員) 2 名

※ 一部例外があります。

#### (3) 配置基準

概ね中学校区に 1 か所配置しています。

原則として人口 1~3 万人をカバーしています。

#### (4) 設置形態

単独の建物から民間施設を借りているものまで、様々な形で設置しています。

また、多くは地区会館、地区センターなどのコミュニティ施設を併設しています。

市有施設	77	
単独施設	4	まちづくりセンターのみの単独設置
地区会館併設施設	55	地区会館（出張所(2)は地区集会所）を併設 同会館は建築時に地元寄付を受けて集会室等を増床している。
市施設との合築施設	18	区民センターなど他の市有施設と合築
民間との合築施設	4	民間ビルや町内会館と合築
民間からの借上施設	5	民間ビルや町内会館の一室を借上げ
計	86	


## 4 まちづくりセンターを取り巻く環境

### (1) 町内会の状況

市内の町内会の数は、政令指定都市に移行（昭和 47 年）後、人口の増加に伴い大幅に増加しています。

	昭和 46 年 1 月	平成 12 年 1 月	令和 4 年 1 月
連合町内会	44 団体	109 団体	109 団体
単体町内会	1,239 団体	2,086 団体	2,184 団体
人 口	1,051,928 人	1,814,644 人	1,972,381 人
世 帯 数	332,653 世帯	771,488 世帯	978,064 世帯
まちセン数	45 か所	87 か所	86 か所

(昭和 46 年) (令和 4 年)

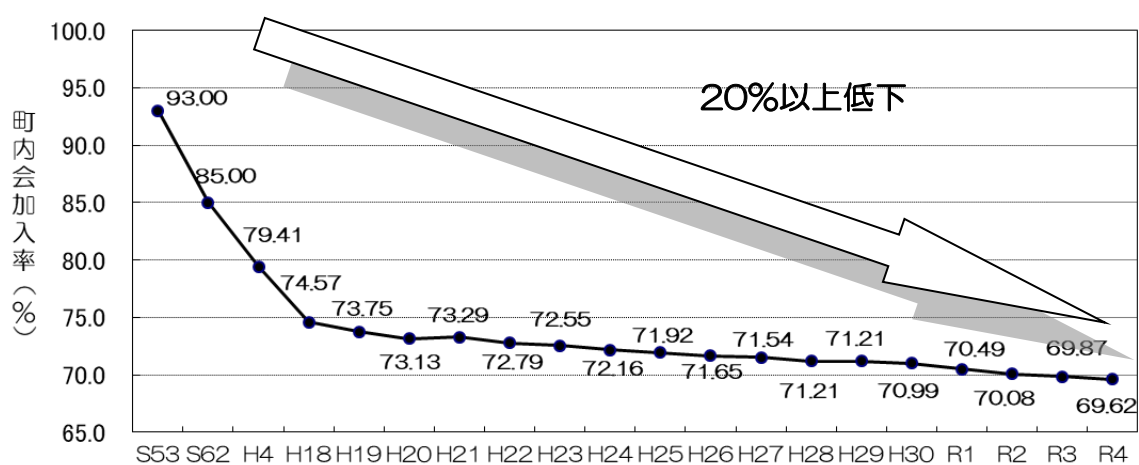
単体町内会 1,239 団体 ⇒ 2,184 団体 945 団体増 

連合町内会 44 団体 ⇒ 109 団体 65 団体増 

## (2) 地域を取り巻く環境

### ① 町内会加入率が低下

町内会加入率は低下が続いており、平成4年に80%を下回りました。令和4年の加入率は69.62%と、昭和53年に比べて20%以上低下しています。



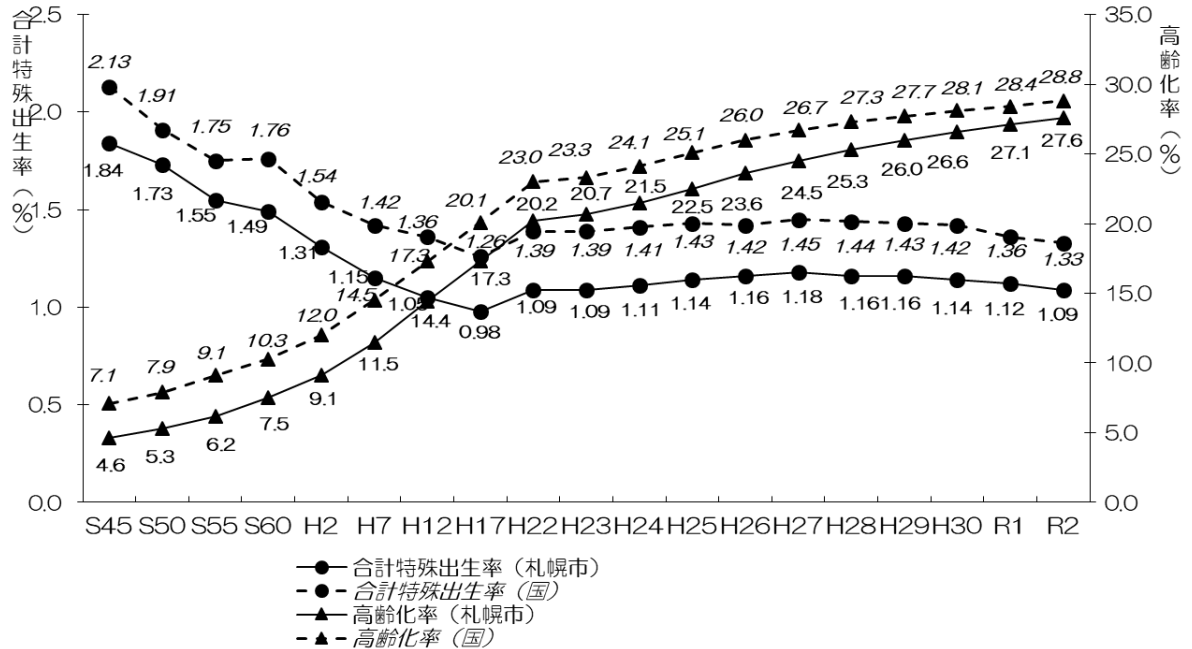
※ 町内会加入率は、各年1月1日現在の数値。

### 【区別の町内会加入状況 (令和4年1月1日現在)

区	単町数	人口	総世帯数	加入世帯数	加入率 (%)
中央区	257	250,066	143,456	89,301	62.25
北区	312	289,426	140,707	101,844	72.38
東区	274	265,030	132,107	88,864	67.27
白石区	142	211,287	109,066	67,135	61.55
厚別区	82	124,317	57,721	43,797	75.88
豊平区	291	225,867	120,121	81,214	67.61
清田区	102	111,570	45,816	35,245	76.93
南区	247	135,106	62,416	50,209	80.44
西区	285	217,061	104,852	75,340	71.85
手稲区	192	142,651	61,802	48,018	77.70
全市	2,184	1,972,381	978,064	680,967	69.62



## ② 少子高齢化が進展



※出典


合計特殊出生率(市)：札幌市人口動態統計 (国)：厚生労働省人口動態統計  
 高齢化率(市)：札幌市住民基本台帳人口 (国)：内閣府高齢社会白書


### ◎ 少子化

合計特殊出生率は人口を維持できる水準である2.07を大幅に下回る

### ◎ 高齢化

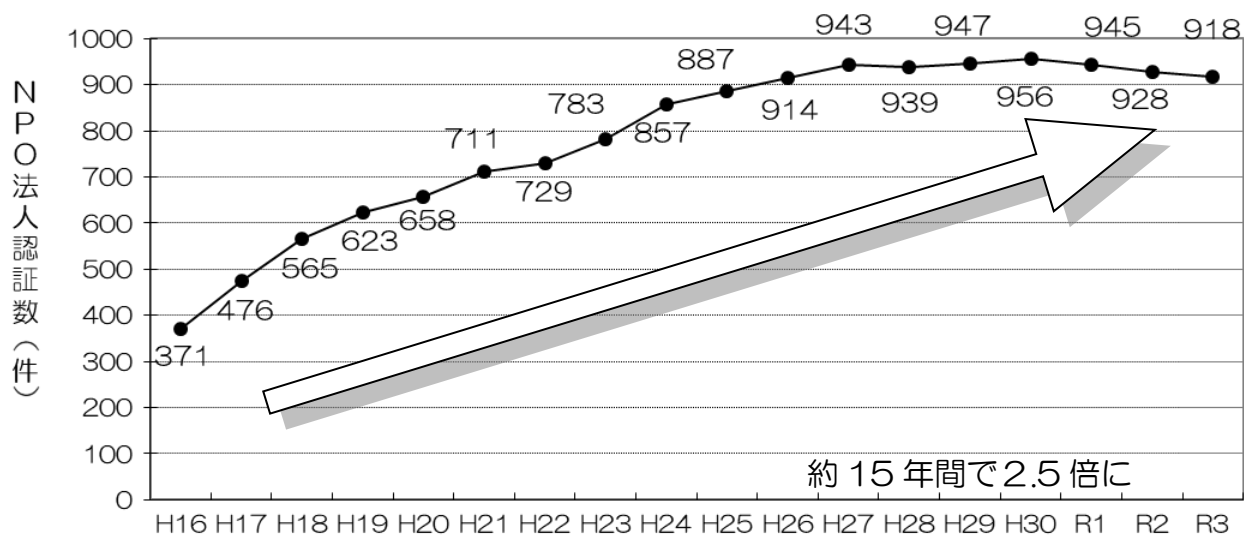
65歳以上人口の割合が大幅に増加

(S45) 4.6%  (R2) 28.8% 約50年で6.3倍に

20人に1人  3.5人に1人 支える人は約6分の1に

### ③ 市民活動が活発化

【札幌市内のNPO 認証法人数】



※ 各年度 3 月末現在

### (3) まちづくりセンターに期待される役割

- ◎ 地域で暮らす市民の  
世代構成が変化
- ◎ 社会経済情勢や個人  
の価値観の変化

- ◎ 市民の主体的な活動  
の広がり
- ◎ 地域活動の担い手の  
拡大



- ☆ 情報提供など活動しやすい環境づくり
- ☆ 町内会を中心とした活動団体のネットワーク化支援
- ☆ 新しい担い手の育成、発掘

## 5 活動状況

### (1) まちづくりセンターの事務分掌

- ア 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化支援
- イ 市民集会施設建設に係る相談及び要望等の集約
- ウ 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎ
- エ 地区に係る要望等の収集
- オ 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整
- カ 地域情報の交流及び市政情報の提供

※ 下線部は、平成 16 年度、まちづくりセンター化に伴って追加したもの。

### (2) まちづくりセンター所長の区保健福祉部兼務発令

平成 25 年度から、よりきめ細かく効果的な地域保健福祉活動の展開を図るため、まちづくりセンターと保健福祉部との連携を強化

- ・まちづくりセンター所長が区保健福祉部地区福祉活動支援担当課長を兼務（自主運営まちづくりセンターを除く）
- ・「まちづくりセンター（地域自主運営を行っているものを除

く。)が所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関すること」を所管

- 兼務化により、従来の事務分掌にあった「地区住民福祉活動の支援に関すること」は削除

※ 自主運営まちづくりセンターについて

- 自主運営まちづくりセンターについては、地域への業務委託によって実施しているため、兼務化によらず、区保健福祉課が一元的な窓口となり、当該地区の地域保健福祉活動の支援及び調整を実施
- 自主運営まちづくりセンターの委託事務のひとつである「地区住民福祉活動の支援業務」は引き続き実施



北区新川地区  
新川さくらフェスティバル

(3) まちづくりセンターにおける具体的な業務

ア 地域の各団体のネットワーク化支援

町内会、商店街、PTA、ボランティアなど各種団体や個人などの多様な活動主体が幅広く連携・協働できる地域横断的組織である「まちづくり協議会」の設立、運営を支援

イ 地域課題に関する情報収集、提供

まちづくりに関する要望や課題などの収集、相談・調整



東区札幌地区  
札幌地区まちづくりフォーラム



白石区北東白石地区  
北東白石地区を明るくするまちづくり委員会

ウ 地域における情報交流の促進

まちづくりセンターにある「情報交流スペース」等を活用し、  
町内会をはじめとする住民の地域活動に有益な情報を提供

エ 地域住民主体のまちづくり活動の支援

地域の住民組織や自主活動団体の連絡調整や情報面など活動  
しやすい環境づくりを実施



厚別区厚別中央地区  
子育てサロン



南区真駒内地区  
災害図上訓練学習会



東区栄東地区  
子ども未来会議

## 才 諸証明の取次ぎ

住民票や印鑑証明、戸籍証明の取次ぎを実施。来所若しくは電話で申し込む（戸籍のみ来所のための受付）と翌日以降交付。



## カ その他

地域の特性に合わせ、センター独自にまちづくり活動に取り組んでいます。



豊平区南平岸地区  
いきいき南平岸パソコン教室



## 6 効果

住民主体の地域のまちづくり活動は、まちづくりセンターへの改編後、大幅に増加し、令和3年5月末時点で、1,405 事例が誕生しています。



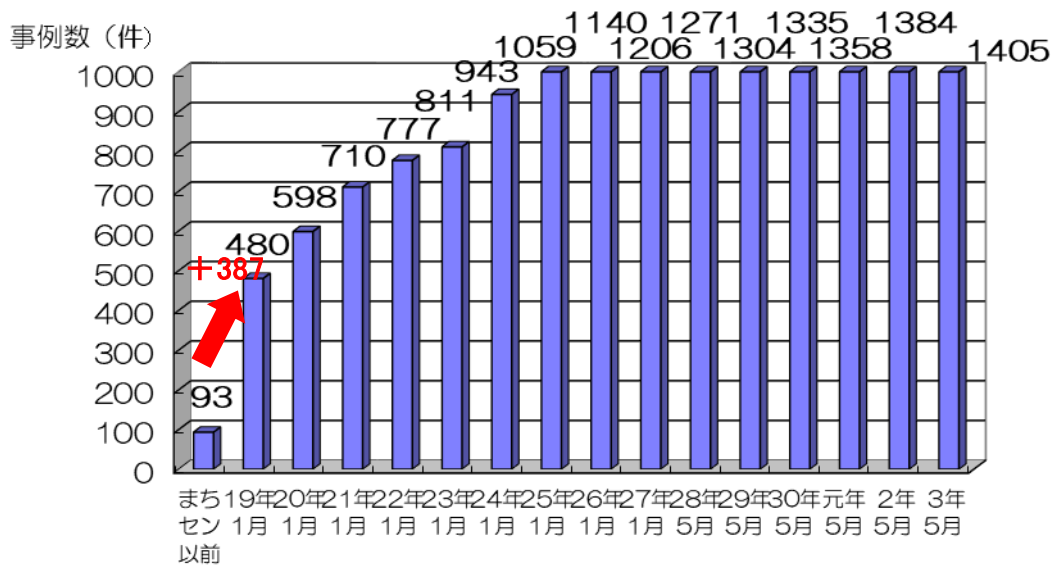
中央区曙地区  
違法広告物除去作業

活動内容は多岐にわたっていますが、まちづくりセンターへの改編後は防犯、見守り、子育て、環境問題など、連絡所時代に比べ、より具体的な地域課題解決型の活動が目立つほか、地域力強化のスキルアップやワークショップを活用した課題発掘、合意形成など“地域自身でのまちづくり”を意識した活動も見られます。



西区  
アダプトプログラム

### 【住民主体の地域のまちづくり活動事例数の推移】



### 【まちづくり活動の分類統計】（令和3年5月末現在）

分類	既存	新規	合計
地域課題解決	43	631	674
コミュニティ促進	61	436	497
地域特性着目	13	153	166
地域スキルアップ	5	84	89
情報交流	10	84	94
合意形成	4	14	18
その他	0	16	16
合計	136	1418	1554

- 注1) 「既存」はまちづくりセンターへの改編以前からの事例  
 注2) 「新規」はまちづくりセンターへの改編後の事例  
 注3) 複数の分類に該当し、重複計上している事例があるため、新規の合計が本文（p15）中の数値と異なる。

## 7 まちづくり協議会

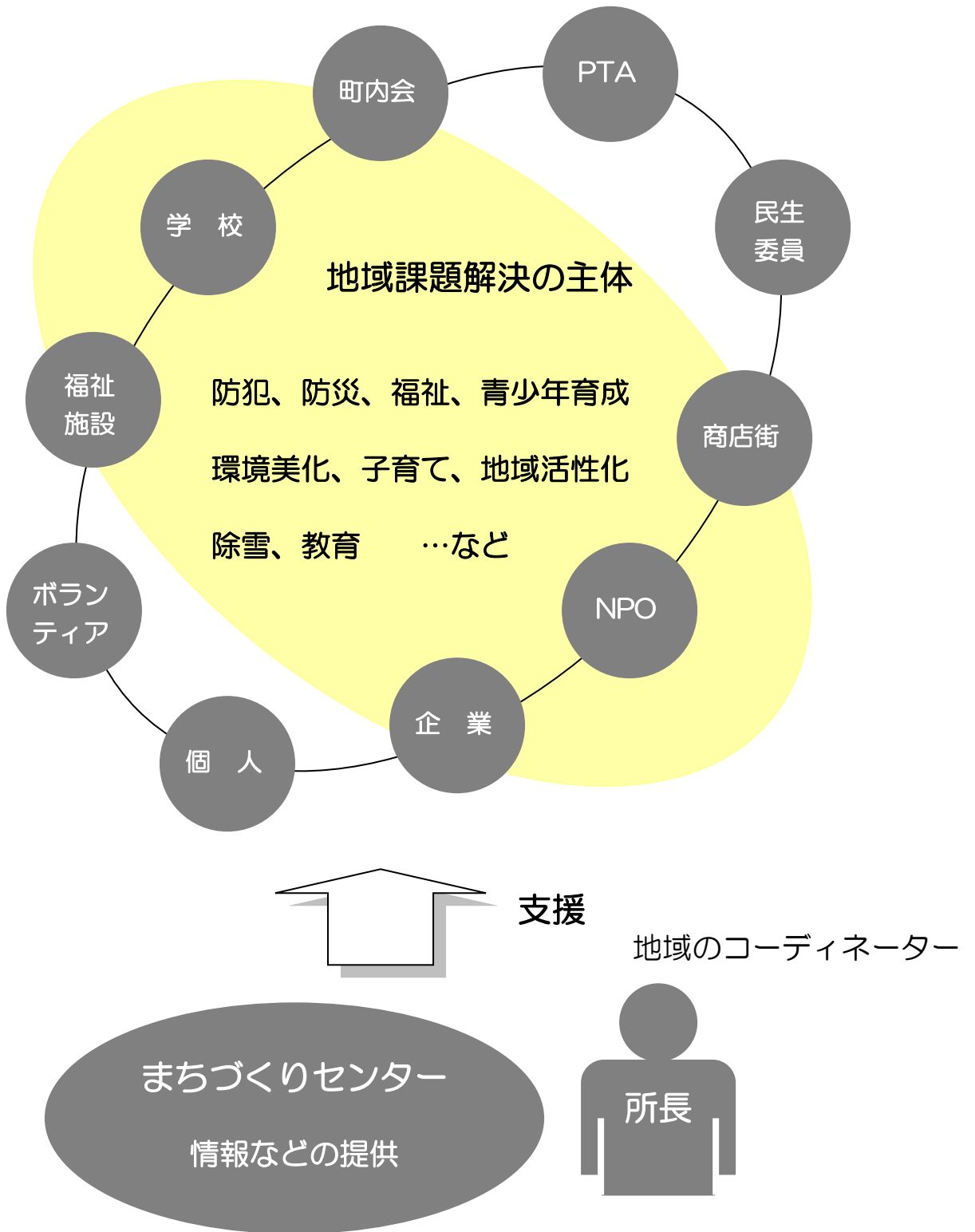
「まちづくり協議会」は、地域の様々な団体や個人をゆるやかに結び、それぞれが独自性を活かしながら、それぞれが主体となって地域の課題を考え、共通の課題の解決や目標の実現に向けて行動する場であり、令和3年5月末現在で74地区78協議会が設立されています。

「まちづくり協議会」は、ゆるやかに結ばれているネットワーク性と、個々の組織や個人の存在を尊重するということがポイントで、地域の団体や個人が集まる場となり、まちづくり活動を行っているさまざまな人の出会いの場となります。

地域のまちづくりは、町内会も、企業も、ボランティアや市民活動をしている人も、市民一人ひとりが担っているものです。1つの団体だけで取り組んでも解決が困難なことであっても、たくさんの団体や個人が集まり、それぞれの得意分野を活かすことでより大きな力となります。

そうした地域の力を結集するために、連携する組織が、「まちづくり協議会」です。

# まちづくり協議会のイメージ



## 8 地域自主運営化の取組

まちづくりセンターを中心に、地域の主体的なまちづくり活動の支援を行ってきた結果、各地域でまちづくり活動が活発化し、その内容も、地域自らが、地域のさまざまな課題を地域の実情に沿って解決するための活動へと、多様化、高度化してきました。

そして、一部の地域から、「まちづくりセンターの運営を地域に任せてほしい」という声をいただくまでになりました。

こうしたことから、「地域のための、より住み良いまちづくり」がさらに発展することを目指して、地域のことを最も良く知る地域の方々にまちづくりセンターの運営を委託する、「まちづくりセンター地域自主運営化」の制度を導入しました。（委託する団体は、まちづくり協議会などの地域横断的な団体であることを条件としています。）

平成 20 年 10 月に、東区元町まちづくりセンターが初めて自主運営に移行してから、令和 3 年 5 月末現在で、9 つのまちづくりセンターで地域自主運営を実施しています。

## 9 施設一覧

区	名称	所在	建物の設置形態					開設 年度	建築 年度	建物の規模 (㎡)		備考
			市有							全 体	事務室	
			単 独	井 段	地 区 会 館	市 設 と 共 有	借 入					
中央区	本府・中央	北1条西2丁目1札幌時計台ビル4階					○	平10	昭56	110.65	40.87	H27.11移転、大通公園まちづくりセンターから名称変更
	東北・東	大通東6丁目12			○			令3	令和3	429.80	39.50	中央小、苗穂はるにれ児童会館と併設。
	苗穂	北1条東10丁目15-9		○				△47	昭62	565.64	28.00	
	豊水	南8条西2丁目5		○				△47	昭46	973.20	51.22	札幌市公文書館と併設
	西創成	南5条西7丁目3					○	△47	昭43	130.39	20.48	(一社)西創成親和会から借入
	曙	南11条西10丁目1-6		○				△47	昭58	306.23	28.35	
	山鼻	南23条西10丁目1-13		○				△47	昭57	348.57	33.07	
	幌西	南11条西14丁目1-20		○				△47	昭61	378.00	38.88	
	大通・西	南2条西15丁目291-98			○			△47	平28	450.99	37.24	二条小学校・二条はるにれ児童会館と併設
	南円山	南9条西21丁目1-1		○				△47	平元	498.15	32.81	
	円山	北1条西23丁目1-18		○				△47	平5	502.18	45.26	円山児童会館と併設
	桑園	北7条西15丁目28		○				△47	昭60	290.19	27.50	桑園児童会館と併設
	宮の森	宮の森2条11丁目1-3		○				平3	平3	541.08	34.02	
			0	9	2	0	2					
北区	鉄幌	西北10条西4丁目1-12		○				△47	昭61	363.55	27.72	
	幌北	北北17条西5丁目1-7		○				△47	平26	324.29	29.21	
	新川	北北29条西7丁目3-15		○				△47	昭57	354.15	39.84	
	新琴似	新川1条4丁目4-26		○				昭47	昭59	725.76	27.54	
	新琴似	西新琴似7条4丁目1-3		○				△47	平4	988.19	41.54	
	新琴似	西新琴似7条14丁目1-17				○		昭50	昭52	84.00	34.18	敷地は借用、三和福祉会館と併設
	屯田	屯田5条6丁目3-21			○			昭49	昭63	54.56	54.56	
	麻生	北北39条西5丁目3-5		○				昭54	昭61	685.57	67.01	麻生児童会館・北老人福祉センターと併設
	太平百合が原	太平8条7丁目2-1		○				昭59	昭60	225.37	24.75	太平児童会館と併設
	拓北・あいの里	あいの里1条6丁目			○			平8	平9	51.47	51.47	拓北・あいの里地区センター内
篠路出張所	篠路4条7丁目		○				昭30	昭50	425.92	138.00	篠路地区集会所併設	
			0	8	2	1	0					
東区	鉄北	東北9条東5丁目2-8		○				△47	平6	386.80	33.21	
	北光	北北18条東5丁目1-1		○				△47	平2	682.23	33.74	北光児童会館と併設
	北栄	北北25条東7丁目3-18		○				△47	令1	446.34	28.98	R1 建替え
	栄	西北39条東4丁目1-1			○			昭47	平30	604.72	39.60	H30.9～移転、栄西小、栄西小はんのき児童会館と併設。多目的ホールあり。
	栄	東北41条東14丁目3-1				○		昭59	昭59	160.00	38.67	日の丸会館と併設
	元町	北北20条東20丁目6-22		○				昭47	昭49	499.67	26.10	
	伏古本町	伏古3条3丁目2-10	○					昭61	昭61	166.94	24.30	R1リニューアル改修工事実施
	丘珠	丘珠町183-2		○				昭54	昭58	859.03	40.50	
	札苗穂	東苗穂7条2丁目2-30				○		昭47	平22	204.03	67.93	モエリ交流センターと併設
	苗穂	東苗穂町3丁目3-45		○				昭47	平25	252.99	48.60	
			1	6	1	2	0					
白石区	白	石本通1丁目南2-32		○				△47	平24	400.77	25.92	
	東白	石本通13丁目南10-1		○				△47	昭62	360.40	24.50	旧東白石児童会館部分はきまず。R3.8.7～R3.12月中旬(予定)改修工事のため、一時移転。地区会館は休館。 (仮事務所：白石区本郷通7丁目北6番20号 第一加治屋ビル3階)
	東札幌	東札幌2条4丁目3-14		○				△47	平12	618.37	47.19	
	菊水	水菊水7条2丁目2-20		○				△47	平4	715.74	39.41	
	北白	石北郷2条3丁目11-21	○					昭49	平27	159.98	33.01	
	北東白	石北郷3条12丁目4-1		○				昭61	平4	800.80	40.00	
	白	石本通18丁目南2-6		○				平2	平2	499.99	46.17	
菊の里	水元町8条1丁目11-1		○				平10	平20	309.89	110.02	併設地区会館改築 (H20.9完成)	
			1	7	0	0	0					

区	名称	所在	建物の設置形態					開設 年度	建築 年度	建物の規模 (㎡)		備考	
			市有		共有	借入	開			建	全		事
			単 独	地 区 会 館									
厚別区	厚別中央	厚別中央4条3丁目3-6			○			昭49	平25	157.00	52.65	厚別信濃会館と併設	
	厚別南	厚別南1丁目15-10		○				昭61	昭61	447.67	26.90	厚別南児童会館と併設	
	厚別西	厚別西2条3丁目8-31		○				昭61	昭56	417.96	28.35		
	もみじ台	もみじ台北7丁目1-1			○			昭51		77.28	52.32	もみじ台管理センター内	
	青葉	青葉町3丁目2-26		○				昭54	平21	350.00	50.00	敷地は住宅部所管	
	厚別東	厚別東4条4丁目9-3		○				平8	平8	638.11	31.88		
			0	4	1	1	0						
豊平区	豊平	豊平6条7丁目1-12		○				△47	昭58	492.12	26.27	豊平児童会館と併設	
	美園	美園6条5丁目4-1		○				△47	昭63	393.89	25.95	美園児童会館と併設	
	月寒	月寒中央通7丁目8-19			○			△47	昭49	57.92	57.92	月寒公民館内	
	平岸	平岸2条7丁目2-5		○				△47	平23	403.38	27.54		
	中の島	中の島1条4丁目9-4		○				△47	平18	375.46	20.50		
	西岡	西岡4条5丁目8-21		○				昭52	平26	449.35	36.25		
	福住	福住1条4丁目13-17		○				平8	平8	396.49	33.41	福住開拓記念館と併設	
	東月寒	月寒東3条17丁目15-30		○				昭56	昭57	152.02	32.40		
	南平岸	平岸2条14丁目1-26		○				平4	平4	449.92	40.50		
			1	7	1	0	0						
清田区	北野	北野4条2丁目8-28		○				昭58	平26	449.34	27.34		
	清田中央	清田6条2丁目10-1		○				平2	平2	468.77	30.06	清田中央児童会館と併設	
	平岡	平岡7条3丁目9-25		○				平4	平4	499.16	33.61		
	清田	清田1条2丁目5-35			○			平9	昭57	81.32	34.70	清田区民センター内	
	里塚・美しが丘	里塚2条5丁目1-1			○			平10	平19	83.32	83.32	里塚・美しが丘地区センター内	
			0	3	2	0	0						
南区	真駒内	真駒内幸町2丁目2-1			○			△47	昭54	48.27	48.27	南区民センター内	
	石山	石山1条4丁目1-1			○			△47	平31	464.94	28.35	H31.4移転。石山緑小、石山児童会館と併設、多目的ホールあり。	
	藤野	藤野3条6丁目8-25		○				昭47	平8	450.22	44.55	みずまい児童会館と併設	
	藤野	藤野2条7丁目2-1			○			△47	昭63	54.37	28.93	藤野地区センター内	
	藻岩	川治8条2丁目4-15			○			△47	平7	50.09	50.09	もいわ地区センター内	
	藻岩	南34条西9丁目2-1		○				△47	昭62	505.32	67.50		
	澄川	澄川3条2丁目6-1		○				昭47	平3	499.61	42.12		
	芸術の森地区	石山東7丁目1-31		○				平6	平6	391.68	35.28		
	定山溪出張所	定山溪温泉東4丁目		○				昭42	平24	348.00	50.85	定山溪地区集会所併設	
			0	5	4	0	0						
西区	八軒	八軒1条西1丁目7-1		○				△47	平12	855.11	54.50	西健康づくりセンターと併設	
	琴似二十四軒	琴似2条7丁目1-10			○			△47	昭34	40.00	40.00	西区役所分庁舎内	
	西町	西町南9丁目2-2		○				平25	平25	449.37	29.30		
	発寒	北発寒10条4丁目9-1					○	昭49	昭48	51.70	35.02	R3.3移転。個人から借入。	
	西野	西野6条3丁目14-16		○				昭55	平2	499.54	38.88		
	山の手	山の手3条7丁目1-38					○	昭62	昭58	63.66	54.90	(株)吉本電業社から借入	
	発寒	発寒5条7丁目1-2			○			昭63	令2	399.83	39.56	R2.3移転。発寒西小、発寒児童会館と併設。	
	八軒中央	八軒6条西2丁目1-11		○				平5	平5	499.77	46.98		
			0	4	2	0	2						
手稲区	手稲	手稲本町3条1丁目3-41			○			平元	昭60	53.00	39.00	手稲コミュニティセンター内	
	手稲鉄	曙7条3丁目6-22					○	昭55	昭59	59.99	30.78	鉄北コミュニティプラザ内 手稲磯及び手稲福山連合町内会から借入	
	前田	前田6条9丁目2-1		○				昭58	昭58	111.78	28.35		
	新発寒	新発寒5条4丁目2-2			○			平元	平2	51.75	51.75	新発寒地区センター内	
	富丘西宮の沢	富丘2条2丁目1-1		○				平元	平24	491.98	39.06		
	稲穂金山	稲穂3条5丁目1-28		○				平3	平3	499.86	30.55		
	星置	星置2条3丁目14-1			○			平8	平7	51.29	30.90	星置地区センター内	
			1	2	3	0	1						
合計	86カ所		4	55	18	4	5						

札幌市のまちづくりセンター  
(令和4年4月改訂)

発行：札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011(211)2253

FAX 011(218)5156

E-mail [shiminjichi@city.sapporo.jp](mailto:shiminjichi@city.sapporo.jp)